

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）（化粧品製造職種）
に関する意見募集の結果について

令和 8 年 4 月 10 日
出入国在留管理庁
厚生労働省人材開発統括官

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）（化粧品製造職種）について、令和元年 11 月 19 日（火）から同年 12 月 18 日（水）まで御意見を募集したところ、7 件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、内容により分類し、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも法務・厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	外国人労働者は受け入れるべきではない。日本人の待遇を向上すべきであり、安価な労働力として外国人労働者を雇用すべきではないのではないか。	技能実習制度は、人材育成を通じた開発途上地域等への技能、技術又は知識の移転による国際協力を推進することを目的としており、労働力の需給の調整の手段として行われてはならないこととされています。 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成 28 年法務省・厚生労働省令第 3 号。以下「規則」という。）の別表第 2 に掲げられている、第 2 号技能実習及び第 3 号技能実習を行う

		<p>ことができる職種及び作業（以下「移行対象職種・作業」という。）を追加するには、職種追加を行おうとする業界団体が、技能実習制度の趣旨を踏まえた上で、関係業界内の合意、業所管省庁の合意を得て、学識経験者と労使からなる「技能実習評価試験の整備等に関する専門家会議」（以下「専門家会議」という。）において</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 同一の作業の反復のみではないこと ② 送出国の実習ニーズに合致すること（修得等させる技能等が技能実習生の本国において修得等困難なものであること等） ③ 技能等を評価できる技能実習生向けの試験制度が整備されていること <p>等の要件を満たすことについて了承を得る必要があり、化粧品製造職種についても、これらの手順を経て今般移行対象職種・作業に追加されるものです。</p>
2	<p>今回の職種、作業を追加するにあたっての基準を具体的にお示しください。 また削除する際の基準も併せてお願いします。</p>	<p>移行対象職種・作業を追加するには、関係業界内の合意や業所管省庁の同意を得た上で、専門家会議において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 同一の作業の反復のみではないこと ② 送出し国の実習ニーズに合致すること（修得等させる技能等が技能実習生の本国において修得等が困難なものであること等） ③ 技能等を評価できる技能実習生向けの試験制度が整備されていること

		<p>等の要件を満たすことについて、了承を得ることとされています。</p> <p>なお、移行対象職種・作業の削除に係る基準は、特段設けていません。</p>
3	<p>化粧品製造業においては、近年ますます海外での人気が高まり、日本製の、安全性や品質の高さが非常に好調です。そのような業界で安心・安全なモノづくりの基礎を学べ、検品方法や工場の運営を実習できる機会が増えるのはとても良いと思います。また日本の安心できるモノづくりの技術が広く海外へ普及することにつながっていくと思います。</p>	<p>本改正に賛成の御意見として承ります。</p>
4	<p>外国人技能実習生は、言葉のコミュニケーションが取れないことや、祖国での教育・価値観の差異から、メイドインジャパンの品質が大きく下がり、日本製品の安心と安全が担保されなくなってしまう。</p> <p>自動車部品と同じで、結局は不良品の【リコール】に繋がる可能性が高まると考える。</p>	<p>技能実習制度は、人材育成を通じた開発途上地域等への技能、技術又は知識の移転による国際協力を推進することを目的としております。</p>

※上記のほか、2件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。